

○足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例

平成23年10月25日条例第44号

改正

令和6年10月22日条例第53号

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例を公布する。

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、老朽家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、並びに区民の生活環境を保全し、もって区民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）危険な状態 老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建物等」という。）が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。
- （2）老朽家屋等 危険な状態にある建物等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等を含む。）をいう。
- （3）特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- （4）管理不全空家等 空家特措法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- （5）所有者等 建物等の所有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、建物等が危険な状態、特定空家等又は管理不全空家等にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

（調査）

第4条 区長は、前条の適正な維持管理が行われていない建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、当該建物等に係る所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

指導勧告等の措置

第5条 区長は、建物等が老朽家屋等（特定空家等及び管理不全空家等を除く。）に当たると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

2 区長は、建物等が管理不全空家等に当たると認めるときは、空家特措法第13条の規定に基づき、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導し、又は必要な具体的な措置について勧告することができる。

3 区長は、建物等が特定空家等に当たると認めるときは、空家特措法第22条の規定に基づき、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言若しくは指導をし、勧告し、当該勧告に係る措置をとることを命じ、又は行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、若しくは第三者をしてこれをさせることができる。

（助成）

第6条 区長は、前条第1項の規定に基づく指導若しくは勧告又は空家特措法第22条の規定に基づく指導若しくは助言若しくは勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

（緊急安全措置）

第7条 区長は、老朽家屋等の危険な状態が切迫している場合で、所有者等から自ら危険な状態の解消をすることができないとの申出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 区長は、緊急安全措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 区長は、緊急安全措置を行った場合には、次条に規定する足立区老朽家屋等審議会に報告しなければならない。

（足立区老朽家屋等審議会）

第8条 区長は、区長の附属機関として、足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所管事項）

第8条の2 審議会は、区長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、審議を行う。

- （1）個々の老朽家屋等の状況及び対応方針に関すること。
- （2）特定空家等又は管理不全空家等の認定その他空家特措法の施行に関すること。
- （3）前2号に規定するもののほか、老朽家屋等の適正管理に関し必要な事項

（審議会の組織）

第9条 審議会は、前条の諮問事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

（会長の選任及び権限）

第10条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

（審議会の運営）

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めたときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係人に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（幹事）

第12条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

（守秘義務）

第13条 審議会委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（関係機関との連携）

第14条 区長は、必要があると認めるときは、第4条から第7条までに規定する調査、助言、勧告等の内容を関係機関に提供し、危険な状態の解消について協力を要請することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（令和6年10月22日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

---